

新しい風ニュース NO183

やまがたの環境とくらしを考える会 (巻220)
岐阜県山県市西深瀬208 TEL・FAX 0581-22-4989

なんでも相談 どの政党とも無関係の 寺町ともまさ 2007年2月3日
HP ⇒ <http://gifu.kermin.net/teramachi/> メール ⇒ tera-t@ktroad.ne.jp
私のブログにアクセスするには「てらまち」で検索するのが一番です

直接請求の署名集めは 2月6日(火) までです

皆さんがそれぞれの思いで署名されています。「署名簿を送って」という方も、2月2日(金)時点でもあります。とりに来ていただける方もあります。

すでに返送、あるいは、わざわざ届けてくださった皆さん、ありがとうございます。

署名は、通常は「1ヶ月間」集めることができますが、今回は4月8日に県議選の投票日があることから、その60日前の**2月6日(火)まで**となります。

どういうことかという、署名を集めた日、つまり署名簿の中の署名欄のページの

「署名年月日」に書いてある日付が「2月6日」までのものが有効で、

「2月7日」とかそれ以降の日付のものは無効、ということです。

(署名簿の中の署名欄の見本)

署名者住所				代筆者住所	有効・無効の印
署名年月日	署名者氏名	印	生年月日	略印(姓印)	番号 備考
住所 山県市				山 山県市	
署名日 月 日	氏名	印	明治 大正 昭和 西暦 年 月 日	略 印 明大 昭西 年 月 日	

↑日付注意

1月17日の新聞に運動のスタートが報道されました。このニュースでもお伝えしています。とはいえ、まだ見ていないという方も、あるようです。

そこで、**2月5日(月)と6日(火) は、ご依頼があった皆さんに、**

直接、署名簿をお届けする日 として、待機 します。

このニュースをみて、「私も署名簿がほしい」という方は、ご一報ください。

電話・ファックス 0581-2 2-4 9 8 9 寺町 署名簿をお届けします。

署名は、ご家族などの分だけでも、お一人分でも結構です。収集を終えられた署名簿は、まことに申し訳ありませんが、寺町方に**2月10日(土)までに返送**していただけるよう、お願いいたします。

署名簿は空白ページがあってもかまいません。一冊のまま解体せずに返送してください。

(今回の生活の知恵) 署名簿一冊は、「140円の切手」を貼って返送されてきます。

中には「80円切手を2枚貼って、大きい封筒のまま郵便ポストに入れた」、という人もあります。たぶん、一番、お手軽な方法だとおもいます。

選挙のポスター代を税金で負担する制度は廃止を！

市長や議員の選挙のポスター代、選挙カーの賃貸料やガソリン代、運転手の日当などを負担する制度があります。選挙公営といえます。

現在の山県市議は22人。そのうち21人の議員と市長が前回の選挙で、「税金で選挙のポスターや車代を出してくれ」と請求しました。請求があれば市は払う義務があります。

前回の市議選では合計1000万円以上になりました。

ところで、山県市は、今から3年後に財政が破綻する(基金崩しても赤字)という予測をしています。財政が厳しいことなどから、山県市は今年4月から、保育料を所得などに応じて1.1倍~3.5倍に引き上げ、水道料も今年4月から3年間で5割引き上げます。

このように、市民生活にしわ寄せしながら、他方で、市長や議員の選挙のあと、「候補者として自分が使った分を税金で出してくれ」とは、あまりにずうずうしく、市民に対して無責任です。

バブルのころの豊かな時代ならまだしも、いまどき、こんな条例はなくしましょう。

署名にご協力ください 署名簿はすぐにお届けします

◆このところ寄せられた声の一部を紹介します

- ◎ いい機会を作ってください。
- ◎ いろんなこと隠しておいて合併して、どんどん進めて、この状態だ。
この選挙の制度は、まちがっている。
- ◎ 毎日の市民の生活の水道料は大幅にあげるというのに、議員や市長は市民の暮らしのことを少しは考えてほしい。
- ◎ 署名なんかしたら、何かいわれそう・・・でも、まわりに声をかけて集めるから署名簿を送ってください。

山縣市議会議員及び山城市長の選挙における自動車の

使用及びポスターの作成の公営に関する条例廃止請求書

《1 請求の趣旨》 市長や議員の選挙の時のポスター代、選挙カーの賃貸料やガソリン代、運転手の日当などについて、選挙後、候補者から請求があったら税金で負担する制度がある。山口市は2003年(H15年)の合併時に導入した。選挙はがきの経費負担は義務的であるし、有権者に候補者の政策を周知するための選挙公報の頒布の(経費負担の)意義は高く評価されている。しかし、ポスターなどの公営には多様な議論がある。

(1) 山城市長は、「『選挙公営』の趣旨は、お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として制度化されている」としているが、そうであれば、「『町村の選挙』では選挙カーやポスターなどの選挙公営を採用できない法制度である」という事実の説明がつかない。

(2) 選挙に出ても、適法かつ適正な政治活動、選挙運動をするなら立候補に必要な総経費は、大都市でなければ何百万円にもならない。お金のかからない選挙を実現することは、候補者が努力すべきことであって、税金で負担することは、選挙経費を減らすことに逆行するだけだ。選挙は、意志を持って立候補するのだから、経費は候補者が自分で出すべきで、贅沢なポスター代などを公費で認めようということは筋違いだ。

(3) 過去に、選挙ポスター代の水増し請求が見つかった自治体もある。実際に、制度の趣旨に厳格に従って請求すれば、請求可能な金額は低いといわれる。現在の規定のポスター印刷単価は世の中の実勢価格と合致しておらず、大幅に引き下げる自治体もある。いまや、選挙公営は本来の制度の趣旨を逸脱して、高額な選挙経費の単なる一部補填制度だという人もいる。

(4) 山口市では、3年後の2009年(H21年)に財政破綻(可能な基金を崩しても財源が不足すること)の予測が出ている。水道料は一律に5割も引き上げ、保育料も大幅に引き上げるなど、市民の生活全般の負担を大幅に引き上げざるを得ない山口市にとって、「選挙に金がかかるから候補者の経費は税金で負担を」というのは、不合理である。選挙公営を廃止することこそが、市民に対する答えであり、責任である。

(5) 多様性は自治や分権の基本である。財政に余裕のある自治体はともかく、財政の著しく困窮した山口市においては、市民の理解を得られない選挙の候補者の費用を税金で

9万9600円から38万6000円

ポスター経費この差は

昨年十二月の愛知県犬山市長選で、市が選挙ポスターの制作費を負担した立候補者四人のうち三人の制作費が三十八万六千円、もう一人の制作費が九万九千六百円で、約四倍の開きがあると分かった。いずれも公職選挙法などが定める上限を超えていないため違法ではないが、一人だけ安かった米出身の立候補者は「日本の選挙はおかしい」と驚いている。

昨年の犬山市長選 公費負担請求額

ポスター制作費を市が負担した。負担額の上限は、市条例で、法定単価(二千三百二十円)に市内の選挙掲示板の数(百六十六カ所)を掛けた三十八万六千七百八十円と定められている。四人のうち三人は三十八万五千九百五十一円三十八円六分七厘とほぼ上限の金額を請求し、

支払われた。一枚あたり約二千三百円になる。一方、米国ニューヨーク出身のピアンキ・アンソニーさんが請求したのは九万九千六百円だった。

米出身候補「日本おかしい」

「上質の紙とインクを使った。表面に雨をはじく加工も施し、デザイン面でも、ほかの立候補者のポスターに見劣りしなかった」と話している。アンソニーさんのポスターを単価六百円で請け負った印刷業者は「この種類の関係もあつたのだから、担当者がいないのだから、高かった三人のう」

中日新聞 2007. 1. 25

愛知県選挙管理委員会によると、知事選のポスター制作費の公費負担の上限は一枚あたり六十九円。枚数は知事選の掲示板の数(一万三千五十)の二倍の二万六千枚で、総額百八十九万九千五百円となる。知事選の立候補者のうち、現職神田真秋さんの陣営が作成したポスターは一枚約百二十円。二万六千枚で、費用

愛知知事選3候補

自腹覚悟でいい物

ありのままに請求

は三百万円を超える計算だ。に請求するという。「県民に公費負担の上限を超える金額 不信感を抱かせないことが大は陣営の自己負担となる。担 事だ」と強調した。 当者は「雨風にさらされても 新人の石田芳弘さんの陣営 破れない丈夫な紙質で、裏面 は、公費負担上限の一枚六十 の接着剤も強力なものにし 九円で、二万六千枚を印 した。公費負担についてはまっ 刷。新たなキャッチフレーズ たく意識しなかった」と説明 「変えよまい」を印刷したシ ールをはったため、シール代 は自己負担になる見通しだ。 新人の阿部精六さんを擁立 公費負担について、陣営の担 用として一枚約九十円で約一 万四千五百枚を印刷した。か と、単価が高くなって足が出 かつた経費をありのまま正確 ることがある」と指摘する。